

使用明示の方法

1. 各種機関誌・広報紙発行の場合

- ① 配分金を充当（一部充当を含む）して作成している社協だよりや団体の会報・広報紙には、必ず明示する。（例示①）
- ② パンフレット・チラシ・報告書等の発行の場合も、必ず表紙等に明示する。（例示②）

（例示①）

社協だより (No.〇〇)

〇〇 社会福祉協議会



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています。

（例示②）

（パンフレット）

〇〇 社協 活動の手引き

—福祉のまちづくりはみんなの手で—

〇〇 社会福祉協議会



このパンフレットは赤い羽根共同募金配分金により、作成しました。

2. 研修会・講習会参加者を集めて実施する事業の場合

- ① 参加者を募るチラシや案内、当日参加者のプログラム・資料等には必ず明示する。（例示③）
- ② 会場内や受付場所の掲示板等に必ず明示する。（例示④）
- ③ 配食サービス等事業の場合は、手作りの標示を工夫して明示する。（例示⑤）

（例示③）

〇〇 年度

〇〇 講習会の開催（ご案内）



～ この講習会は赤い羽根共同募金の配分金を受けて開催します。 ～

日時
場所

〇〇 社協

（例示④）



〇〇

社会福祉協議会

本日の事業は、皆さまから寄せいただいた赤い羽根共同募金の配分を受けて開催します。

（例示⑤）



〇〇

社会福祉協議会

この配食サービスは、県民の善意による赤い羽根共同募金によって実施されています。

3. 建物・備品等の場合

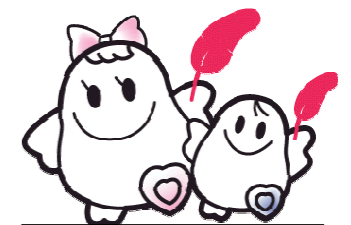
- ① 建物の増築や改修等の場合は、下記標識（無料）を建物に必ず明示する。（例示⑥）
- ② 車両の場合は、下記標識（無料）を直接車体（左右のドア等）に必ず明示する。（例示⑦）
- ③ 備品整備の場合は、下記受配シール（無料）を必ず貼付する。（例示⑧）

（例示⑥）



（たて 18.3 cm × よこ 12.8 cm）
プラスチック製

（例示⑦）



ありがとう赤い羽根
あなたのやさしさで・・・

（たて 19 cm × よこ 26 cm）
+ （たて 7 cm × よこ 29 cm）
ステッカー

（例示⑧）



大 たて 7 cm × よこ 6.3 cm
小 たて 3.3 cm × よこ 3 cm
ステッカー2種類

※⑥～⑧の標識は県共同募金会事務局にあります。

